

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 自動車取得税関係

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さないこととした。

2 罰則関係

たばこ税及び自動車取得税に係る不申告に関する過料を新たに設けるとともに、法人の県民税の納税管理人に係る不申告等に関する過料について、上限額を十万円（現行三万円）に引き上げることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
  - 1 及び(2) 公布の日
  - 2 及び3 公布の日から起算して二月を経過した日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

1 審議会の名称の変更

スポーツ振興法の改正に伴い、奈良県スポーツ振興審議会の名称を奈良県スポーツ推進審議会に改めることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

1 基金の名称の変更

奈良県高等学校等修学支援基金の名称を奈良県高等学校等修学等支援基金に改めることとした。

2 基金の設置目的の追加

基金の設置目的に、東日本震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒に対して、授業料の減免、奨学金の貸与等により教育の機会の確保を図ることを追加することとした。

3 処分規定の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

4 有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十四年六月三十日までとすることとした。

5 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の免除

知事が特別の理由により必要があると認めるときは、手数料を免除することができることとした。

2 手数料の還付

知事が特別の理由があると認めるときは、既納の手数料を還付することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇奈良県聴覚障害者支援センター条例

### 1 設置

聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため、奈良県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）を橿原市に設置することとした。

### 2 事業

センターは、1の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うこととした。

ア 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しを行うこと。

イ 手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣を行うこと。

ウ インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により各種の情報を提供すること。

エ 聴覚障害に関する各種の相談に応ずること。

オ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

### 3 指定管理者の指定等

(1) センターの管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。

(2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主としてセンターの管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事並びに同法に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。

(3) (1)による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬこととした。

ア センターの管理に関する事業計画書

イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類

(4) 知事は、(3)による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等によ

り、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする」とした。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事がセンターの設置目的を達成するため必要と認める基準

#### 4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない」とした。

#### 5 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

(1) 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 2のアからオまでに掲げる事業の実施に関する業務

イ センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ センターの利用の促進に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(2) 知事は、(1)の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする」とした。

#### 6 その他

この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

#### 7 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

(2) 3の(1)による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為はこの条例の施行前においても、3の例により行うことができることとした。